

# さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ 巻頭言 マスク雑感 ..... 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 死の周辺 ..... 弁護士 高橋 一弥
- ▶ パワハラについて(その2) ..... 弁護士 姉崎 真人
- ▶ 相続登記の義務化について ..... 弁護士 竹村 一成
- ▶ 従業員にマスク、させられます? ..... 弁護士 秋場 啓佑
- ▶ ご挨拶 ..... 弁護士 鈴木 淳美



## マスク雑感

コロナ禍が始まり足掛け3年となり、第6波も終息に向っているとは云え、まだまだ安心出来る状況とは云えません。

こんな中でマスクをすることが既に生活の一部となってしまったようで、顔の一部しか見えない中での人々の交流が相変わらず主流となってしまいました。

しかしながら、人が自らの気持を表すには、体全体は勿論ですが、取り分け顔の表情によることが重要であり、目や口だけでなく顔全体の筋肉の微妙な動きなどで喜怒哀楽の感情表現がなされると云われています。

ところがマスクにより目の回り以外が隠されてしまいますから、相手方にこれらが十分に伝わらないのは問題です。単に事実を伝えるだけなら声が聞こえれば良いのですが、我々弁護士の仕事の中では、交渉事件や法廷での尋問、裁判所・相手方との遣り取りなど、相手方の態度・表情を見ながらすることが多く、良くも悪くも「人の顔色を見ながら」対応することは大変重要なことなのです。ですから目だけしか見えないのは、大きく情報が減殺されてしまうこととなります。特に相手方を説得する場合や、相手方が嘘をついていないか見極めが大事な尋問などの場面では、事の成否に係わることです。

2年位前に、裁判員裁判の法廷で、弁護人がマスクの着用を拒み開廷が遅れたとして議論がなされ、また証人尋問などの場でマスクを着用しなければならないかが問題とされました。現在でもケースバイケースと云うことで現場の裁判体に対応が委ねられているようで、必ずしも統一的な扱いがなされていないように思います。

ところでこのマスク問題は、育児・教育の場で心配されており、幼児との関係で取り分け深刻な問題となっているようです。それは子供等と接する親や教師、それに友人等の表情が十分に見えないことから、相手方の感情表現と、それに対する対応が十分に学習できず、自らもどう表現したら良いかが判らない子供達が増えてしまうのではと云うことです。なにやら無表情の人だらけになってしまうのではと心配です。そうなってしまうと、前述のような人との交渉や尋問における対応について心配する以前のことになってしまう訳ですから、本当に困ったものです。

少し話は変わりますが、最近裁判所の手続の中でもIT化が進み（これは以前から検討されてきたことで、特にコロナ禍によることではないのですが、コロナ禍の中、在宅勤務やウェブ会議などが広まってきた時流に合せ、そのスピードが速まった感があります。）、裁判所での弁論準備手続などもウェブでなされたり、いよいよ家庭裁判所でもウェブを用いて調停手続をすることが試行されることが決まりました。確かに主張内容を伝えたり、それを整理するために使われるのは便利で効率的と思いますし、家事調停などではDV事件や感情の対立が激しい事件で、これまでも当事者が直接接触しないように期日をずらしたり部屋を別にしたりの苦勞があり、こうした点の解消には寄与するとおもいますが、やはり裁判官や調停委員、当事者それに代理人と、直接話したりその反応を見たりしながらでないと、事の真偽だけでなく、交渉の妙味が失われるような気がしています。ある意味では前述のマスクの問題よりも深刻かも知れません。

こんなことを考えるのは、私のようなアナログ人間の戯言かも知れませんが、我々のような生身の人間を相手としている仕事では、単に便利さだけを求めるだけでなく、不便さの中に「理」があることも考える必要があるように思います。

早く以前のようにマスクを外して自由に会話が出来るようになることを願っています。

代表弁護士 竹澤 京平

弁護士 高橋 一弥

## 死の周辺

近頃、死の周辺事に思うことがありました。

### 1 別れの手紙

亡くなった方が書き残した「別れの手紙」に出会うことがあります。

遺言書のような法的な効力はないけれど、故人が生前抱いていた思いを名宛てで綴ってあるので、故人を偲ぶよすがとなります。葬儀を終えて遺品整理をしているときに仏壇の引き出しなどから発見されますので、遺族はこれを読んで、あらためて悲しみに浸り、死者からの感謝の言葉に胸を熱くすることになります。

遺言書の作成を弁護士や公証人に相談すると、遺産の分け方と墓の承継ぐらいのことをまとめた味も素っ気もない法律文になってしまいます。相続人達に対する故人の思いはその乾いた文面から読み取るしかありませんが、限りがあります。よって、資産も相続人も沢山ある方には遺言書とともに別れの手紙を残すことをお勧めします。これによって故人の遺志がより分かり易くなり、無用な相続争いを回避するのに役立つこともあるでしょう。資産がそれほどなくとも、遣えなくなる遺産と違って別れの手紙は心に刻み込まれるだけで目減りはしませんし、読んだ者が気持ちを込めて供養をしてくれるようになることも少しは期待できますので、お勧めです。

ただ、この手紙は遺言書と同様、書く時期を選ばなくてははいけません。老いて死を身近に感ずるようになってきたけれど、まだ記憶も意識もしっかりし、目が見えペンを持つ力もあるうちです。結果的に、書いてから10年以上も経過して亡くなることもあります。その間に書き直していないのであれば、そのときの気持ちが亡くなるまで続いていたことになり、それはそれで幸せな最晩年を送ったという証でもありますから、一向に構いません。

言うまでもないことですが、別れの手紙に恨みつらみを書いてはいけません。最期の言葉は清々しいものが良いでしょうし、妙な手紙を残されては残された者達が泥沼で溺れることにもなりかねません。それでも構わない相続人や遺族しかいないというのであれば別ですが。

### 2 親の死

往年の力を失い病い床についた老親であっても、亡くなると後ろ盾を失ったような寂寥感に子は包まれます。子を育て、何をしでかしても無条件で庇護してくれる、それが親です。子が親の死を恐れ、その死を覚悟していてもそのときに訪れれば悲しみがこみ上げてくるのは、親に対する感謝の気持ちからなのでしょう。

親の命が尽きるまで精一杯看取ろうとする子がいる一方で、全く異なる理由から親の死を恐れる子もいるようです。親のすねを齧ってきた生活力のない子にとって、親は貴重な金主であり、既に親のめぼしい資産を食い潰してしまっていれば残るのは親の受給している年金です。そこで、親の年金目当てに親をできるだけ長生きさせようとするらしいのです。手厚い介護をしているのであればまだ救われますが、そうではないケースも多いような気がします。酷いのは、親が亡くなったことを役所にひた隠しし、生きてるように装って年金を欺し取ったとして逮捕、というようなケースです。死体をビニール袋に包んで押し入れに隠すのは死体遺棄罪です。年金を騙し取れば詐欺罪です。生きている親のすねを齧るのは親も承知の上だから他人がとやかく口を挟むことではないでしょう。しかし、死んでしまった親をゴミのように捨て置き、その命を利用して金を欺し取ろうとするのは死者の骨肉をしゃぶるようなもので、人としての尊厳を踏みにじる忘恩の極みであり、悲しくも浅ましい限りと言うほかありません。

親子間に比べ、夫婦間の相手方に対する気持ちには打算という曇りが入っているように思います。不始末を犯すと、罵倒された挙げ句寒空に放り出されることを覚悟しなければならなりません。親に対するような甘えは夫婦間では期待しないことです。

## パワハラについて (その2)

Xさんは、飲食業でレストランの店長を努めています。

最近部下であるパートのYさんが上司であるXさんに嫌がらせをしてくるようになりました。Xさんは、どう対処して良いのか悩み、弁護士事務所に相談に来ました。

### 1 嫌がらせについて

**Xさん** Yさんは、私が挨拶すると無視したり、他のパート仲間に私の悪口をメールで送ったりしていました。

私のレストランには他に4人のパートさんがいます。パートさんから嫌われると仕事をうまく進めることができません。

Yさんの顔を見るのが毎日憂うつでしたが、会社に相談しても私の指導不足と言われそうで、素直に相談することもできず、そのまま放置していました。

そうしたところ、Yさんの嫌がらせがエスカレートして、他のパート仲間の前で公然と私を侮辱したり、私の指示を無視するようになりました。

そこで、このままではいけないと思い、相談した次第です。

**弁護士** 部下から上司への嫌がらせも、職場環境を悪化させる場合には、パワーハラスメント（いわゆるパワハラ）に該当する場合があります。例えば、近年のニュースで、自殺した職員の遺族が地方公共団体を訴えたものがありました。異動した先の部署で、周囲から仕事の協力を得られず、深夜まで長時間労働や休日出

勤を繰り返していたのですが、その部署での経験が長い部下から、「急に休まないでください」、「いいかげんにしろ」と度々強い口調で責められ、うつ病と診断されて、後に命を絶ってしまったそうです（\*1）。

当事者間で話し合うことにより簡単に解決できる問題であればよいですが、その範囲を超えている場合には、会社に相談したうえできちんと対応してもらうべきでしょう。

### 2 いわゆる逆パワハラについて

**Xさん** そもそも部下から上司へのパワハラ（逆パワハラ）は成立するのでしょうか。

パワハラというと、上司が権力を振りかざして部下をいじめるというイメージがありますが・・・。

**弁護士** 厚生労働省は、パワハラに関する指針の中で、優越的な関係を背景としたパワハラの一例として、「同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの」を挙げています（\*2）。

例えば、部下の嫌がらせで上司の業務が遂行できない場合には、パワハラに該当する場合が考えられるでしょう。

**Xさん** 逆パワハラについて、裁判で問題になったことはあるのですか？

**弁護士** こんな裁判例があります。医療福祉センターで医療費請求事務等に従事していた原告が、職場の上司や部下からのい

じめ行為等によりうつ病に罹患したと主張して、労災保険の給付を求めたところ、うつ病についての業務起因性を否定されたため、訴訟となった事案です（京都地判平成27年12月18日\*3）。

原告は、書痙（手指に過度の緊張や震えが生じ、字を書きにくい、もしくは書けない状況に陥る疾患をいいます）という持病を有していたところ、部下から業務の引継を受ける際に、「字を他の人が読めるように書いて下さい。」「時間かかりすぎです。」などと辛辣な言葉を受けました。また、表計算ソフトであるエクセルの習得に苦勞していた点についても、部下から「エクセルのお勉強をして下さい。分からなかったら娘さんにでも教えてもらってください。」などと叱責されたりしました。

裁判所は、原告を軽く扱う雰囲気職場内で醸成されていたと認定したうえで、部下から原告への業務引継ぎとその際の部下の言動を総合考慮し、原告のうつ病が業務に起因して生じたことを認めました。

### 3 対処法について

**Xさん** 本件について、具体的にどのような対処が考えられるでしょうか。

**弁護士** 事業者は、改正労働施策推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）。大企業は2020年6月1日、中小企業は2022年4月1日から施行されています）に基づき、パワハラの相談窓口を設けたり、問題が生じた場合に適切な対処をする必要があります。また、当該対処においては、相談者の秘密が守られること、相談したことによって相談者が不利益を受けないことなど、相談者に配慮することが要請されています。

そこで、会社に上記のような相談窓口があればこれを利用し、相談先がなければ相談担当者の決定を会社に求めたうえで、今回の問題について適切に対処するよう求める

べきです。

会社が事実確認の上でYさんに注意し、それでも収まらない場合には、会社による懲戒権行使（戒告等）を検討してもらうのが望ましいでしょう。

### 4 最後に

職場におけるパワハラの問題は、個人での対応が難しい場合が多いです。パワハラ防止法の制定により事業者に対処が義務づけられていることを踏まえ、会社の協力を得て解決を図ることが望まれます。

他方、事業者としては、パワハラの申告があった場合には、相談者への配慮を含め、慎重な対応が求められます。

ご不安な点がある場合には、専門家へご相談下さい。

以上

#### <参考資料>

- \*1 中日新聞記事（職員自殺 静岡市を提訴 遺族「逆パワハラ原因」）  
<https://www.chunichi.co.jp/article/47170>
- \*2 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に金する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）【令和2年6月1日適用】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605661.pdf>
- \*3 裁判例については「Q&A ハラスメントをめぐる諸問題」（山梨県弁護士会）から引用



弁護士 竹村 一成

## 相続時の登記申請の義務化について

美智子さんは、数年前に亡くなった父親の太郎さん名義の家で、夫と美智子さんの母親の佳子さんと3人で生活しています。太郎さんが亡くなったとき、太郎さん名義の土地・建物の登記は変更しませんでした。美智子さんは、最近、テレビで、相続時の登記申請が義務化されると聞いて、息子の次郎さんに電話をかけました。

次郎 母さん、どうしたの？

美智子 久しぶりだけど、元気？東京の方は、コロナが大変みたいだけど。

次郎 なんとかやっているよ。この前、ワクチンの三回目の接種も終わったし。ところで、突然電話をかけてきて、何かあったの？

美智子 あんた、大手の不動産会社に勤務しているじゃない？それで、おじいちゃんが亡くなったときに、おじいちゃん名義の自宅の登記をどうするか相談して、おじいちゃん名義のままにしておいて良いって言ってくれたの覚えている？

次郎 うん。母さんは一人っ子だろ。将来、おばあちゃんが亡くなったら、母さんが一人で家を相続することになるからね。そのときに、必要があれば、母さんの単独名義に変更すれば良いと思ってさ。おばあちゃんと母さんの共有名義に変更したり、遺産分割してどちらかの単独名義にしたりするのも面倒だしね。当時は、相続の登記も義務じゃなかったし。

美智子 だけど、あんた、テレビで、不動産を相続したら、登記手続きをしなきゃ駄目になるって言っていたよ。今のままで大丈夫なの？

放っておいて、罰を受けたりすることにならないかい？

次郎 なるほどね。じゃあ、ちょっとそのことについて説明しようか。

美智子 わかりやすく説明してね。

次郎 うん。母さんは、「所有者不明土地問題」という言葉を聞いたことがあるかな？

美智子 TVでもそれは言っていたわね。管理もされないままに放置されている土地や家が増えてきて、社会問題になっているとか・・・。

次郎 その原因の一つが、相続があっても、そのことが登記にきちんと反映される仕組みが無かったことなんだ。誰かが放置されている土地を買い受けて活用しようとしても、登記上の名義人が亡くなった人のままだと、誰に連絡したら買い取れるかも分からない。それで、土地の有効活用が阻害されてしまう例が多々あったんだよね。

美智子 なるほどね。

次郎 それで、令和3年4月に法律が改正されたんだ。①相続開始があったことを知り、かつ、②不動産の所有権を取得したことを知った場合には、所有権を取得した相続人は、①及び②の時点から3年以内に、法務局に対して、所定の手続を行うことが義務化されたんだよ。手続を怠った場合には、10万円以下の過料に処される可能性がある。

美智子 えっ！じゃあ、手続しないと！

次郎 法律が変わってからしばらくの猶予期間が設けられているから、すぐにやらないといけなわけではないけどね。

美智子 やるとすると、私とおばあちゃんとで相続登

記を申請する必要があるのかい？

**太郎** その方法もあるね。遺産分割手続を経由しないのであれば、母さんとおばあちゃんに2分の1ずつ相続したという登記を入れる形になる。法定相続分に従って登記をする形だね。

**美智子** 登記申請のために司法書士さんをお願いするとなると、お金がかかるわね・・・。

**次郎** 大丈夫。相続登記の申請までしなくても良い。もっと簡単な方法も用意されたんだ。

**美智子** それはどんな方法？

**次郎** 相続人申告登記という制度さ。自分が相続人であることを、法務局に申告するだけで足りるんだ。申告の際に、自分が相続人であることを示す限度での戸籍の提出は必要になるんだけど、母さんは、おじいちゃんの預金を払い戻すために、自分で戸籍を準備していたよね。その限度での戸籍を取るくらいならば、やれなくはないだろ？

**美智子** そうね。その申告って、おばあちゃんと私が一緒に申し出る必要があるの？

**次郎** いや、相続人それぞれが個別に申告すれば足りるよ。でも、母さんは、おばあちゃんと同居しているんだから、二人で一緒に法務局に行って手続すれば良いんじゃないかな。窓口の人に聞けば書き方も教えてくれるし。

**美智子** そうね。ところで、さっき、すぐに手続しなければならぬわけじゃないって言うていたけど、私の場合は、いつまでに手続すれば良いのかしら？

**次郎** 登記申請の義務化は、令和6年4月1日に法律が施行される。今回の場合、相続の発生及び相続による所有権の取得を知った日がいずれも法律の施行日前になるから、令和6年4月1日から数えて3年以内にやれば大丈夫だよ。まだ、だいぶ先だから安心していいよ。

**美智子** よく分かったわ。長々と電話して、悪かったわね。ところで、あんた、今年のGWは実家に帰って来られるのかい？

**次郎** うーん。不動産屋にとっては、世間が休みの

時がかき入れ時だからね。交替で休みを取るとしても、GWは無理かなあ。夏には、まとまった休みが取れると思うから、その時に帰省するよ。

**美智子** おばあちゃんも、次郎に会いたって言うているから。夏に会えるのを楽しみにしているわね。元気でやってよ。

**次郎** お母さんもね！



## 従業員にマスク、させられます？

### 1 はじめに

感染者数の激減から一転、オミクロン株の急激な感染拡大により、再び深刻な事態が続いています。

マスクの着用、手指の消毒、うがいなどといった基本的な感染拡大防止対策のなかでも、反発する人が一定数いるのが、マスクの着用です。特に多いのはアメリカをはじめとする欧米諸国のようですが、我が国にもマスク着用を拒否する人々はあるようで、時折そうした人々がデモを行っているなどという話も聞きます。

ではもし、会社の従業員に、マスクの着用をしない人がいた場合、会社はその従業員に対してマスクの着用を命令できるでしょうか。

### 2 マスク着用の義務付け

マスクの感染予防効果は一般的に承認されているところであり、職場での感染拡大防止対策としてマスクの着用を義務付けることは、業務命令として必要性和相当性があり、可能と考えられます。

しかし、マスクをしない理由によっては、そうした義務付けが難しい場合もあり得ます。

たとえば、個人的な信条に基づいてマスクをしない従業員に対しては、マスクの着用を義務付け、それに従わない場合には懲戒処分をすることも肯定されうるでしょう。

しかし、皮膚が敏感でマスクの着用が困難な人もいますし、精神の疾患のためにマスクを着けられない人もいます。そうした、マスクを着用しない（できない）ことにきちんとした理由のある人に対してマスクの着用を義務付けることは、いくら職場の感染防止対策のために必要とはいえ従業員側の負担が大きすぎ、相当性を欠くものと判断される可能性が高いでしょう。

### 3 マスクをしない理由の確認

ここで注意が必要なのは、従業員にマスクをしない理由をどこまで尋ねてよいのかという点です。

理由を確認することは、それ自体全く許されないというわけではありませんが、マスク着用ができない理由は、病歴等の告白に繋がりがねません。もしこれを強要すればパワハラ等にあたってしまう可能性もあります。

したがって、従業員に理由を尋ねるときは、決して強制的なものにならないよう、慎重に対応する必要があります。

### 4 就労拒否と賃金

従業員がマスクを着用せず、かつ、在宅勤務も困難な場合には、やむを得ず、従業員の出勤を拒否することあり得るでしょう。

その場合、休業した従業員に賃金や休業手当を支払うべきかどうか問題となります。これは労働者の生活保障にもかかわる問題であり、会社が賃金も休業手当も全く支払わなくてよい場面というのは、かなり限られてくるのではないかと思います。

### 5 結び

マスクの着用を巡る問題以外にも、コロナに関連して様々な労務問題が生じています。当事務所ではそうした問題への対応も承っておりますので、お気軽にご相談下さい。

## 弁護士 鈴木 淳美

## ご挨拶

はじめまして。新たに当事務所に入所致しました、弁護士の鈴木淳美と申します。自然豊かな君津市で生まれ育ち、高校卒業までを同市で過ごしました。県立千葉高校、慶應大学法学部を卒業し、同法科大学院を修了、千葉での司法修習を経て、当事務所で弁護士として勤務させていただくことになりました。法律を通じて、地元貢献したいという思いで弁護士を志しました。志を持った頃の初心を忘れず、日々研鑽を重ねて参る所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。

私が弁護士を志すきっかけとなったのは、高校時代に初めて行った裁判傍聴でした。法廷に立つ凛とした女性弁護士の姿に魅せられ、強く憧れたのを覚えています。それからは、放課後に千葉地裁へ裁判傍聴に通ったり、法律事務所へインターンシップに行ったり、弁護士会主催の裁判ウォッチングに参加したりという、少し稀有かもしれない高校生活を送りました。あれから約10年、この度念願叶い、地元千葉で弁護士としての第一歩を踏み出すことができました。

これからは、一日も早く皆様に信頼していただける弁護士になるべく、日々の職務に誠心誠意取り組んで参ります。先日司法修習を修了したばかりの未熟者ではありますが、百戦錬磨の先輩弁護士の背中を見ながら、少しでも先輩方に近づけるよう精進して参りますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。  
お気軽にご相談ください。

#### 交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

#### 離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

#### 医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

#### 一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

#### 企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

#### 建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

#### 倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

#### その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

## 弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階  
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513  
<https://sakurasogo-lawoffice.com>